東京医科歯科大学大学院ＧＰＡ制度に関する要項

（平成２４年３月１２日
制　　定）

（目的）

第１条　この要項は、東京医科歯科大学大学院におけるＧＰＡ（Grade Point Average）制度の運用について必要な事項を定める。

（定義および計算方法）

第２条　この要項において、ＧＰＡとは、個々の学生の学修到達度をはかる数値で、大学院学則第１９条に基づき次の計算式によって評価（0～100 点の整数の評点）したうえで、履修した科目１単位あたりの成績平均点を求めたものをいう。

GP = （科目の評価 － 55）× 0.1
ただし、科目の評価が 59 点以下の場合は、GP = 0.0 とする

２　ＧＰＡ対象授業科目は、次の各号を除く授業科目とする。
(1) 0～100 点の整数による学修の評価を行わない科目
(2) 修了要件に算入しない科目
(3) ＧＰＡへの算入が適当でないと認められる科目

３ 第１項の計算において、「単位数」には不合格（59 点以下）となった科目の単位を含むが、履修取消とした科目の単位は含まない。

４ ＧＰＡの計算値は四捨五入して小数第２位まで求めるものとする。

（学修の評価、ＧＰ及び評価基準）

第３条　学修の評価、Grade Point（ＧＰ）及び評価基準は、次のとおりとする。

評点	ＧＰ	評価基準
90～100	3.5～4.5	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
80～89	2.5～3.4	当該科目の到達目標を全て達成した
70～79	1.5～2.4	当該科目の到達目標を概ね達成した
60～69	0.5～1.4	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
0～59	0.0	当該科目の到達目標を達成していない

（ＧＰＡの種類）

第４条　ＧＰＡは、対象期間に応じて「学期ＧＰＡ」、「年度ＧＰＡ」及び「通算ＧＰＡ」に区分して算出するものとする。

（ＧＰＡ計算期日）

第５条　ＧＰＡの計算は、学期、学年ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

（成績証明書への記載）

第６条　成績証明書への記載は、通算ＧＰＡを使用する。

（その他）

第７条　この要項に定めるもののほか、ＧＰＡ制度の実施に関して必要な事項は、各研究科において、別に定める。

附　則

１　この要項は、平成２４年３月１２日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

２　東京医科歯科大学大学院に平成２３年３月３１日に在学し，引き続き本学大学院の在学者となったものについては，この内規の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成２７年６月１１日制定）

この要項は、平成２７年６月１１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年９月６日制定）

１　この要項は、平成３０年９月６日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

２　平成２９年度以前入学者で、平成３０年４月１日時点で本学に在籍する者の成績評価については、秀をＡ$^{+}$、優をＡ、良をＢ、可をＣ、不可をＤとする。

３　平成２９年度以前入学者で、平成３０年４月１日時点で本学に在籍しない者のＧＰについては、秀を４．０、優を３．５、良を３．０、可を２．０、不可を１．０とみなす。

附　則（令和６年３月３０日制定）

１　この要項は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和６年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この要項にかかわらず、なお従前の例による。